

山形調理師専門学校 教科科目単位修得規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形調理師専門学校学則第20条の規定に基づき、教科科目単位修得に必要な事項を定めるものとする。

(履修の認定)

第2条 調理師科は、調理師法施行規則第6条（養成施設指定の基準）一に定める別表第1による要件を満たしていること。

2 調理高度技術科は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程第2条による要件を満たしていること。

※別表第1 食生活と健康 90 食品と栄養の特性 150 食品の安全と衛生 150

調理理論と食文化概論 180 調理実習 300 総合調理実習 90

※規程第2条 全課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上であること

(試験)

第3条 各学科の教科科目並びに実習の試験は、次の時期に行う。

- (1) 前期期末
- (2) 後期期末
- (3) その他必要時

(成績評価)

第4条 成績の評価は、日常成績及び試験成績によって定め最終評価は100点をもって満点とする。

2 80点以上を優、70点以上79点までを良、60点以上69点までを可として、成績票に記載する。

(実習の評価)

第5条 調理実習の評価は、学科試験と実技試験のそれぞれで評価し、成績一覧表及び成績表に記載する。

2 学籍簿への記載は、学科試験：実技試験＝1：3の割合でまとめて記載する。

(最終評価)

第6条 最終評価は、前期試験と後期試験の平均点をもって決定する。

- 2 一つの教科科目を分担して教育する教科科目にあつては、最終評価を分担別試験成績の平均点数をもってかえることができる。

(合格評価)

第7条 合格の評価は、教科科目の最終評価が60点以上でなければならない。

(追試験)

第8条 疾病その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかった学生に対しては、追試験を行うことができる。

(再試験)

第9条 合格点に達しなかった試験科目については、その学生の申し出によって再試験を行うことができる。ただし、評価は60点以上であっても60点とする。

(受験手数料)

第10条 追試験は1科目500円の受験手数料を、再試験は1科目1,000円の受験手数料を、追試験受験願、再試験受験願提出の際納入するものとする。

(進級の認定)

第11条 調理高度技術科1年生の進級基準は、次のとおりとする。

- (1) 1年生の教科科目を全て履修しなければならない。
- (2) 前期試験及び後期試験の成績が全ての教科科目において60点以上でなければならない。

(卒業の認定)

第12条 卒業の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 調理師科並びに調理高度技術科2年生の教科科目を全て履修しなければならない。
- (2) 前期試験及び後期試験の成績が全ての教科科目において60点以上でなければならない。

この規程は、平成30年度入学生から適用する。